

神宮外苑地区第一種市街地再開発事業に伴う基本協定等の締結について

1 基本協定概要

(1) 締結理由

既存スポーツ施設の建替えとともに、道路と公園の整備を図り、スポーツ交流を促進する文化交流機能を導入し、さらに歩行者デッキや広場・緑道の整備を図ることを目的とする市街地再開発事業に、新宿区が事業参画することについて基本的事項を定める必要があるため

(2) 主な規定内容

- ① 特別区道 43-670 の一部及び 43-651 の路線を廃止すること。
- ② 特別区道（仮） 43-671 の新規路線を認定すること。
- ③ 廃道宅地化部分の所有者として市街地再開発事業に参画すること。
- ④ 特別区道の路線の廃止及び認定は区議会の議決を条件とすること。
- ⑤ 権利変換後に使用不可状態である区の土地に関する補償について別途協定書等を締結すること。
- ⑥ 次の 100 年に向けた多様な緑化の計画・推進及び更なる樹木の保全に努めさせること。

(3) 締結日

令和 6 年 10 月 22 日

2 覚書概要

(1) 締結理由

権利変換後に区の資産となる土地が明治神宮球場の営業のため使用できないことから、使用不可期間の補償を受けるため

(2) 主な規定内容

- ① 補償金の支払金額に関すること。
- ② 補償の期間（使用不可期間）は約 7～9 年間となること。ただし、期間変更があった場合には補償金額も協議で変更すること。

(3) 締結日

令和 6 年 10 月 23 日

3 基本協定書及び覚書の締結の相手方

東京都中央区日本橋室町二丁目 1 番 1 号

代表施行者 三井不動産株式会社

代表取締役社長 植田 俊